4 司法過疎対策業務及びスタッフ弁護士の配置

（1）司法過疎対策業務

法テラスは、身近に弁護士などの法律家がいない、法律サービスの提供を受けることが困難な地域（司法過疎地域）などにおいて、事務所を設けてスタッフ弁護士を常駐させ、法的サービスの提供を行っている。また、出張相談や巡回相談などを行い、司法過疎地域などにおいても、必要な法的サービスが受けられるように取組を行っている。

（2）スタッフ弁護士の配置

スタッフ弁護士は、法テラスの業務である民事法律扶助事件、国選弁護事件等を扱うほか、司法過疎地域に設置される事務所においては、一般に開業している弁護士事務所と同様に、法律相談、事件の受任などの有償による法律サービスを提供している。スタッフ弁護士の人数は、2019年9月1日現在で計175人（内女性弁護士数61人）となっており、以下の地域に赴任している（養成中のスタッフ弁護士は除く）。

資料4-1-2-10　スタッフ弁護士配置地域①（地方事務所39か所・支部7か所及び本部）

（2019年9月1日現在）

	事務所名	弁護士数（人）		事務所名	弁護士数（人）
1	函館地方事務所	2	25	大阪地方事務所	1
2	旭川地方事務所	1	26	京都地方事務所	3
3	釧路地方事務所	2	27	兵庫地方事務所阪神支部	3
4	福島地方事務所	1	28	奈良地方事務所	2
5	岩手地方事務所	1	29	滋賀地方事務所	3
6	秋田地方事務所	3	30	和歌山地方事務所	2
7	青森地方事務所	2	31	広島地方事務所	2
8	東京地方事務所	10	32	山口地方事務所	2
9	東京地方事務所多摩支部	5	33	鳥取地方事務所	1
10	埼玉地方事務所	5	34	島根地方事務所	2
11	埼玉地方事務所川越支部	3	35	香川地方事務所	3
12	千葉地方事務所	7	36	徳島地方事務所	1
13	茨城地方事務所	3	37	高知地方事務所	2
14	栃木地方事務所	1	38	愛媛地方事務所	2
15	群馬地方事務所	2	39	福岡地方事務所	3
16	静岡地方事務所	3	40	福岡地方事務所北九州支部	2
17	静岡地方事務所沼津支部	2	41	佐賀地方事務所	1
18	静岡地方事務所浜松支部	2	42	長崎地方事務所	1
19	長野地方事務所	1	43	熊本地方事務所	3
20	愛知地方事務所	2	44	鹿児島地方事務所	1
21	愛知地方事務所三河支部	3	45	宮崎地方事務所	2
22	三重地方事務所	1	46	沖縄地方事務所	5
23	岐阜地方事務所	4	47	法テラス本部	7
24	福井地方事務所	1		合　計	121

【注】上記以外に養成中のスタッフ弁護士がいる。

資料4-1-2-11　スタッフ弁護士配置地域②（地域事務所：扶助・国選対応３か所・司法過疎対策対応34か所）

（2019年９月１日現在）

	事務所名	弁護士数（人）
1	江差地域事務所〔函館〕	2
2	八雲地域事務所〔函館〕	2
3	会津若松地域事務所〔福島〕	1
4	宮古地域事務所〔岩手〕	1
5	鹿角地域事務所〔秋田〕	1
6	むつ地域事務所〔青森〕	2
7	鰺ヶ沢地域事務所〔青森〕	1
8	秩父地域事務所〔埼玉〕	3
9	熊谷地域事務所〔埼玉〕扶助・国選対応	2
10	牛久地域事務所〔茨城〕	1
11	下妻地域事務所〔茨城〕扶助・国選対応	2
12	下田地域事務所〔静岡〕	2
13	佐渡地域事務所〔新潟〕	1
14	可児地域事務所〔岐阜〕	2
15	中津川地域事務所〔岐阜〕	1
16	魚津地域事務所〔富山〕	2
17	福知山地域事務所〔京都〕	1
18	南和地域事務所〔奈良〕	2
19	倉吉地域事務所〔鳥取〕	1
20	浜田地域事務所〔島根〕	2
21	西郷地域事務所〔島根〕	1
22	須崎地域事務所〔高知〕	2
23	安芸地域事務所〔高知〕	2
24	中村地域事務所〔高知〕	2
25	壱岐地域事務所〔長崎〕	1
26	五島地域事務所〔長崎〕	1
27	対馬地域事務所〔長崎〕	1
28	平戸地域事務所〔長崎〕	1
29	雲仙地域事務所〔長崎〕	1
30	佐世保地域事務所〔長崎〕扶助・国選対応	2
31	高森地域事務所〔熊本〕	1
32	指宿地域事務所〔鹿児島〕	1
33	鹿屋地域事務所〔鹿児島〕	1
34	奄美地域事務所〔鹿児島〕	1
35	徳之島地域事務所〔鹿児島〕	1
36	延岡地域事務所〔宮崎〕	1
37	宮古島地域事務所〔沖縄〕	2
	合　計	54

【注】１．上記表の〔　〕内は、所在地。
２．司法過疎対策業務とは、総合法律支援法（2004年６月２日法律第74号）第30条第１項第７号に基づく業務。〔第30条第１項第７号〕
弁護士、弁護士法人又は隣接法律専門職者がその地域にいないことその他の事情によりこれらの者に対して法律事務の取扱いを依頼することに困難がある地域において、その依頼に応じ、相当の対価を得て、適当な契約弁護士等に法律事務を取り扱わせること。
３．司法過疎地域事務所の設置数の推移については、本書第３編第５章第２節「日弁連・弁護士会等による弁護士過疎・偏在解消のための取組」p.207参照。